

# 「兵庫県犯罪被害者等支援計画」(案) について

県民の皆さんのご意見・ご提案を募集しています。

誰もが安心して暮らすことができる犯罪のない地域社会の実現は、全ての県民の願いです。しかし、依然として多くの方々が思いもよらず、ある日突然犯罪等に巻き込まれ、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）となっています。

本県では、これまでから関係部局が一丸となって犯罪被害者等の支援に取り組んできましたが、令和5年に、平穏な日常生活を取り戻すことは犯罪被害者等の権利であり、守られるべきものであることを明記した「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、支援を行うにあたっての基本理念や、各主体の責務を明確にしました。

今後は、条例の理念に基づく施策を具体化し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細やかな支援を提供し、社会全体で犯罪被害者等を支えていく体制が必要です。

そこで、「兵庫県犯罪被害者等支援計画」を策定し、犯罪被害者等の権利利益が守られ、孤立することなく、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すこととします。つきましては、以下のとおり県民の皆様からのご意見・ご提案を募集します。

ご意見等については、「兵庫県犯罪被害者等支援計画」を策定するにあたっての参考とさせていただきます。また、お寄せいただいたご意見等については、後日県の考え方としてのコメントを公表する予定です。（個別の回答は致しませんのでご了承ください。）

## 1 詳しい資料の閲覧方法

### (1) インターネット（2月6日から公開されます）

兵庫県庁ホームページに掲載しています。

URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf13/shienkeikaku-paburikkukomennto.html>

### (2) 閲覧場所

県民情報センター（神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 4階）

各地域県民情報センター（神戸県民センターを除く各地域の県民局・県民センター内）

### (3) 郵送

資料の送付をご希望の方は、宛先（送付先）を記入し、250円の郵便切手を貼った定形外封筒（A4サイズが入る角型2号）を下記の提出先まで送付してください。

## 2 ご意見・ご提案の提出

### (1) 受付期間

令和6年2月6日（火）～令和6年2月26日（月）〔必着〕

### (2) 提出方法

ア 記載様式は自由です（よろしければ裏面の様式をご利用ください）。

イ 提出いただいたご意見等の内容について、こちらから照会させていただく場合がありますので、住所（所在地）、氏名（団体名）、電話番号のご記入をお願いします。

ウ ご意見等は、下記の提出先まで、電子メール、FAX、郵送、窓口持参のいずれかにより提出してください。なお、お電話でのご意見等の提出はご遠慮いただいております。

## 3 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県県民生活部くらし安全課地域安全対策班

TEL：078-362-3173 Fax：078-362-4465 E-mail：[seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp](mailto:seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp)

兵庫県犯罪被害者等支援計画（案）についてのご意見・ご提案

(様式は任意です)

(氏名 (団体名))	(電話番号)
(住所 (所在地))	

【送付先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
兵庫県県民生活部くらし安全課地域安全対策班

【Fax】 078-362-4465

【電子メール】 [seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp](mailto:seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp)